

# 南丹市地域定住促進拠点施設整備事業補助金交付要綱

平成27年4月1日

告示第74号

改正 平成28年1月21日告示第8号

改正 平成30年3月13日告示第24号

改正 平成31年4月22日告示第133号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域団体が行う空き家を活用した地域定住促進拠点施設の整備に対して、予算の範囲内において、南丹市地域定住促進拠点施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地域定住促進拠点施設 地域の定住促進を目的とし、地域団体の企画立案により、空き家を活用して整備、運営する拠点施設であり、お試し住宅及び定住促進の拠点としての機能を果たす施設をいう。

(2) 地域団体 複数の行政区等で組織された団体をいう。

(補助金の対象及び補助額)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、空き家の改修に要する経費で、補助金の上限額は、1件あたり3,000千円とし、その補助率は補助対象事業費の3分の2以内とする。

2 改修施設の規模、構造等は、定住促進の目的に照らし、社会通念上妥当な範囲のものでなければならない。

(交付申請)

第4条 南丹市地域定住促進拠点施設整備事業（以下「事業」という。）を実施しようとする地域団体（以下「申請者」という。）は、南丹市地域定住促進拠点施設整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容等を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を南丹市地域定住促進拠点施設整備事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第6条 前条の規定による補助金交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が、当該事業の内容を変更しようとするとき又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、南丹市地域定住促進拠点施設整備事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業費総額の2割を超える増減がないもの及び補助金額の増額がないもので、かつ、軽微な変更である場合については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による補助金変更承認申請書の提出があったときは、その内容等を審査の上、当該変更の承認の可否を決定し、その結果を南丹市地域定住促進拠点施設整備事業補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

（指令前着手届）

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定がある前に当該事業に着手する場合は、南丹市地域定住促進拠点施設整備事業指令前着手届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、南丹市地域定住促進拠点施設整備事業補助金実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容等を審査の上、適当と認めたときは、南丹市地域定住促進拠点施設整備事業補助金額確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求等）

第10条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた補助事業者は、市長が定める日までに、南丹市地域定住促進拠点施設整備事業補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条の規定による交付決定を受けた補助金額の全部又は一部について、前項の規定による補助金請求書の提出により、概算払を請求することができる。

3 市長は、前2項の規定による補助金請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他事業に関して補助金交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の処分に違反等したとき若しくは第5条の規定により補助金の交付の決定を受けたものが当該事業を休止し、又は廃止したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条に定めるときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 事業の完了した日から起算して10年以内に、当該施設を地域定住促進拠点施設として活用しなくなったとき。

(その他)

第13条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成28年1月21日告示第8号)

この告示は、公表の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年3月13日告示第24号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月22日告示第133号)

この告示は、公表の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

南丹市地域定住促進拠点施設整備事業補助金交付申請書

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入／関係書類を添付】

所在地	〒 ー
団体名	
代表者名	ⓐ
電話番号	

下記のとおり事業を実施したいので、補助金 円の交付を申請します。

活用空き家	空き家所在地：南丹市 町 番地 （元）所有者名：
事業期間	年 月 日～ 年 月 日（予定）
活用期間	事業完了後 年間
整備目的	
改修内容	
関係書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書（別紙1） <input type="checkbox"/> 団体規約 <input type="checkbox"/> 団体構成員名簿 <input type="checkbox"/> 売買契約書又は賃貸借契約書等の写し <input type="checkbox"/> 改修工事費の見積書（3社分）

※過去に本補助金の交付を受けた空き家については、補助対象となりません。

別紙 1

事業計画書

1. 地域の現状	(1) 事業実施地域の範囲(行政区)			
	(2) 人口減少の状況など			
2. 地域がめざすべき姿	(1) どのような地域をめざすのか			
	(2) 地域特性とその活用方法			
3. 移住者受け入れのために必要な取組	(1) 仕組みづくり			
	(2) 具体的な取組(移住者受入のための実践活動など)			
	実施時期	実施内容		
4. 予算額(円)	工種	数量	単価	金額
	事業費計			
	財源内訳	市補助金		
その他( )				
自己負担				

※本計画書については、地域内での調査や分析結果を踏まえたうえで、構成員が話し合いを行い、長期的な視点で作成してください。

第 号  
年 月 日

様

南丹市長 印

南丹市地域定住促進拠点施設整備事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業について、下記のとおり補助金の交付（不交付）を決定しましたので通知します。

なお、事業完了後は速やかに補助金実績報告書を南丹市役所 課へ提出してください。

決定内容	<input type="checkbox"/> 交付 補助金交付決定額 円
	(交付要件) 1. 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他事業に関して補助金交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の処分に違反等したとき若しくは補助金の交付の決定を受けたものが当該事業を休止し、又は廃止したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。 2. 市長は、1に定めるときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該補助金の全部又は一部を返還させることができます。 (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。 (2) 事業の完了した日から起算して10年以内に、当該施設を地域定住促進拠点施設として活用しなくなったとき。
	<input type="checkbox"/> 不交付 (不交付の理由)

年 月 日

南丹市地域定住促進拠点施設整備事業補助金変更承認申請書

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入／関係書類を添付】

所在地	〒 ー
団体名	
代表者名	印
電話番号	

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認を申請します。

変更内容及び理由		
変更後	活用空き家	空き家所在地：南丹市 町 番地 ..... (元)所有者名：
	対象事業費	円
	補助金額	円
	事業期間	年 月 日～ 年 月 日(予定)
	関係書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書(別紙1) <input type="checkbox"/> 改修工事費の見積書

※事業計画書は、変更前後が比較できるように作成してください。

第 号  
年 月 日

様

南丹市長 印

南丹市地域定住促進拠点施設整備事業補助金変更承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった事業について、下記のとおり決定したので通知します。

なお、事業完了後は速やかに補助金実績報告書を南丹市役所 課へ提出してください。

決定内容	<input type="checkbox"/> 承認 変更後の補助金交付決定額 円
	(交付要件) 1. 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他事業に関して補助金交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の処分に違反等したとき若しくは補助金の交付の決定を受けたものが当該事業を休止し、又は廃止したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。 2. 市長は、1に定めるときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該補助金の全部又は一部を返還させることができます。 (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。 (2) 事業の完了した日から起算して10年以内に、当該施設を地域定住促進拠点施設として活用しなくなったとき。
	<input type="checkbox"/> 不承認 (不承認の理由)

南丹市地域定住促進拠点施設整備事業指令前着手届

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入】

所在地	〒 ー
団体名	
代表者名	(印)
電話番号	

年 月 日付けで申請した事業について、補助金交付決定前に着手したので、別記条件を了承の上、届け出ます。

指令前着手が必要な理由	
活用空き家	空き家所在地：南丹市 町 番地 (元)所有者名：
事業期間	年 月 日～ 年 月 日(予定)

(別記条件)

1. 交付決定を受けるまでの間、事業の趣旨に従い、実施すること。
2. 交付決定を受けるまでの間に実施した事業により損失が生じた場合、その損失は申請者が負担すること。
3. 不交付となった場合又は交付決定額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
4. 着手から交付決定までの間に事業内容を変更しないこと。

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

南丹市地域定住促進拠点施設整備事業補助金実績報告書

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入／関係書類を添付】

所在地	〒 ー
団体名	
代表者名	⑩
電話番号	

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった事業を完了したので、下記のとおり実績を報告します。

活用空き家	空き家所在地：南丹市 町 番地
	(元)所有者名：
事業期間	年 月 日～ 年 月 日
改修内容	
関係書類	<input type="checkbox"/> 事業報告書(別紙1) <input type="checkbox"/> 工事前中後の状況がわかる写真(前中後で同箇所撮影／複数箇所分) <input type="checkbox"/> 改修工事費の内訳がわかる請求書・領収書の写し <input type="checkbox"/> 本事業の内容がわかる資料(チラシなど)

## 事業報告書

1. 事業実施地域の 範囲(行政区)				
2. 事業の内容など	(1) 仕組みづくり			
	(2) 具体的な取組(移住者受入のための実践活動など)			
	実施時期	実施内容		
3. 事業の効果又は その見込み				
4. 今後の課題及び その解決策など				
4. 精算額(円)	工種	数量	単価	金額
	事業費計			
	財源内訳	市補助金		
		その他( )		
自己負担				

※本報告書については、事業計画書に基づき、実施した事業の成果や課題に関して、構成員が話し合いを行い、今後の取組に活用する視点で作成してください。

第 号  
年 月 日

様

南丹市長 印

南丹市地域定住促進拠点施設整備事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった事業について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

なお、年 月 日までに補助金請求書を南丹市役所 課へ提出してください。

	□補助金交付確定額 円
確定内容	(交付要件) 1. 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他事業に関して補助金交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の処分に違反等したとき若しくは補助金の交付の決定を受けたものが当該事業を休止し、又は廃止したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。 2. 市長は、1に定めるときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該補助金の全部又は一部を返還させることができます。 (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。 (2) 事業の完了した日から起算して10年以内に、当該施設を地域定住促進拠点施設として活用しなくなったとき。

南丹市地域定住促進拠点施設整備事業補助金請求書

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入／該当する「□」にチェック(☑)】

所在地	〒 —
団体名	
代表者名	(印)
電話番号	
請求種別	<input type="checkbox"/> 概算払(事業完了前) <input type="checkbox"/> 精算払(事業完了後)

下記のとおり補助金を請求します。

補助金額		円
振 込 口 座	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

委任状【申請団体名と口座名義が異なる場合のみ太枠内に記入】

本補助金の受領に関する権限を下記の者に委任します。

受任者（口座名義人）

所在地	〒 —
団体名	
代表者名	